

## 社会福祉法人 助任福祉会 報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人助任福祉会 役員等の報酬に関する事項を定める。

2 ここに定める以外の事項は、関係法令・定款・評議員会の決定に従うものとする。

3 この規程の報酬とは、役員会等への出席の対価として支払う報償費のことをいう。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、評議員、理事及び監事のことをいう。

### (報酬額の決定)

第3条 役員等の報酬は、経営状態・従業員の給与などとの均衡を考慮して決めるものとする。

2 役員会等出席の報酬は、税引き後手取額として1回当たり4,000円を支払う。

3 前項各号の報酬には、市内における行動旅費（費用弁償）を含むものとする。

### (支払方法)

第4条 支払方法は、役員会等当日に現金にて支払うものとする。

### (費用弁償)

第5条 役員等が、役員会以外の会議・研修に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、社会福祉法人助任福祉会旅費規程に準じて支給する。

### (改廃の手続)

第6条 この規程の改定は、評議員会の決議をもって行うこととする。

## 附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から一部改正して施行する。

この規程は、平成29年6月23日から一部改正して施行する。